## 遊漁船業法の改正について

## く主な改正点>

- ① 新しい業務規程の作成が必要になります。
- ② 定員 1 人あたりの損害賠償保険の金額が、5.000 万円以上に引き上げられます。
- ③ インターネットによる情報公開が義務化されます。(一部除外あり)
- ④ 重大事故が発生した場合、県への報告が義務となります。
- ⑤ 業務主任者実務研修の必要日数の延長ほか、習熟度確認が必要となります。
- ⑥ 出港前検査、常務記録作成、保存が必要となります。
- ⑦ 違反者の欠格期間が2年から5年に延長されます。
- ⑧ 通信設備や救命設備の搭載が義務付けられる見込みです。
- ※ <u>今回の改正によって、上記に記載の事項以外にも新たな責務等が追加されております。詳細は別添のパンフレット(水産庁作成)をご確認ください。</u>

## <主な手続き・対応>

	手続き・対応	手続き等の期限	内容	備考
1	新たな業務規程の	R6.10.1 まで	新たな業務規程を作成	審査基準に適合しな
	作成(パンフレット	※R6.4.1 から9.30 の間に遊漁船業	し県に届出	い場合、登録・更新
	p.4)	の登録・更新の申請を行う場合		が拒否される場合が
		は、申請書に添付して提出		あります。
2	適切な損害賠償措	令和6年度中の損害賠償措置の	定員1人当たり 5,000	従来の「3,000 万円
	置への加入(パンフ	更新の際に新たな基準に適した保	万円以上の損害賠償	以上」から引き上げ
	レット p.7)	険に加入	措置 (保険)への加入	
3	インターネットによる	R6.4.1 以降は公表が必要	•遊漁船業者登録票	※業務改善命令に
	情報の公表(パンフ	ただし、常時従事する従業者が1	・利用者の安全確保や	より講じた措置、保
	レット p.3)	人以下又は自社ホームページを	利益保護のために講じ	険の内容等
		持たない場合は、営業所への掲示	た措置(※)	
		による方法が可能		
4	重大事故発生時の	事故発生後速やかに	事故の内容等を県に報	届出を怠った場合罰
	報告(パンフレット	(衝突、乗り上げ、火災、転覆、設	告	則が適用される場合
	p.3)	備の損傷、死傷者が生じた場合)		があります。
<b>⑤</b>	業務主任者実務研	R6.4.1 以降に実施する実務研修	・必要な実務研修の日	実務研修の実施者
	修の必要日数の延		数が従来の 10 日から	となるには、業務主
	長・習熟度確認(パ		30 日に延長	任者として 1 年以上
	ンフレット p.6)		・習熟度確認の実施	の実務経験が必要
<b>6</b>	出航前検査、乗務記	R6.4.1 以降は作成が必要	・船舶等の出航前検査	
	録の作成、保存(パ		・運航記録等の作成、	
	ンフレット p.4)		保存	
			・船長・業務主任者・乗	
			組員に対するアルコー	
			ル検査の実施	